

令和2年2月10日

就労移行支援事業所 各位

山形市障がい福祉課長
山形市指導監査課長

就労移行支援利用者の就労に係る市町村への報告について

日頃より、本市福祉行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、みだしの件については、別添のとおり厚生労働省より通知があったところですが、山形市においては下記のとおり運用することとしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 就労報告書の作成について

利用者が就労移行支援の利用を経て就職した場合、事業所においては就労報告書を作成の上、山形市福祉事務所長あて報告するようにしてください。

なお、就労報告書の様式は特段定めませんが、以下の事項を網羅するものとします。

- ・利用者情報（氏名、カナ氏名、受給者番号）
- ・支給決定期間
- ・就労情報（就労日、就労先、就労形態）
- ・契約内容（契約日、契約終了日）

2 就労報告書の提出について

就労報告書は利用者の就職後、適時遅滞ないよう提出してください。提出先は、下記の担当あてとし、直接持参ないし郵送にて提出していただくようお願いいたします。

3 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

国通知のとおり、当該届出の際には、「雇用契約書」、「労働条件通知書」又は「雇用契約証明書」の写しを添付の上、指導監査課へご提出ください。

支給決定担当

○身体・児童担当

障がい福祉課障がい福祉第一係（内線 589・590）

○知的・精神担当

障がい福祉課障がい福祉第二係（内線 580・621）

指定関係担当

指導監査課障がい福祉指導係（内線 864・865）